

## 指定管理者の指定について

入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号）第6条第1項の規定により、入間市地区体育施設等及び中央公園の指定管理者を下記のとおり指定しました。

### 記

#### 1 入間市地区体育施設等

(1) 公の施設の名称

入間市藤沢地区体育館、入間市東金子地区体育館、入間市西武地区体育館、入間市黒須地区体育館、入間市宮寺地区体育館

(2) 指定管理者

入間市豊岡四丁目2番1号  
公益財団法人入間市振興公社  
理事長 吉川利武

(3) 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

#### 2 中央公園

(1) 公の施設の名称

中央公園

(2) 指定管理者

入間市豊岡四丁目2番1号  
公益財団法人入間市振興公社  
理事長 吉川利武

(3) 指定の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで（3年間）